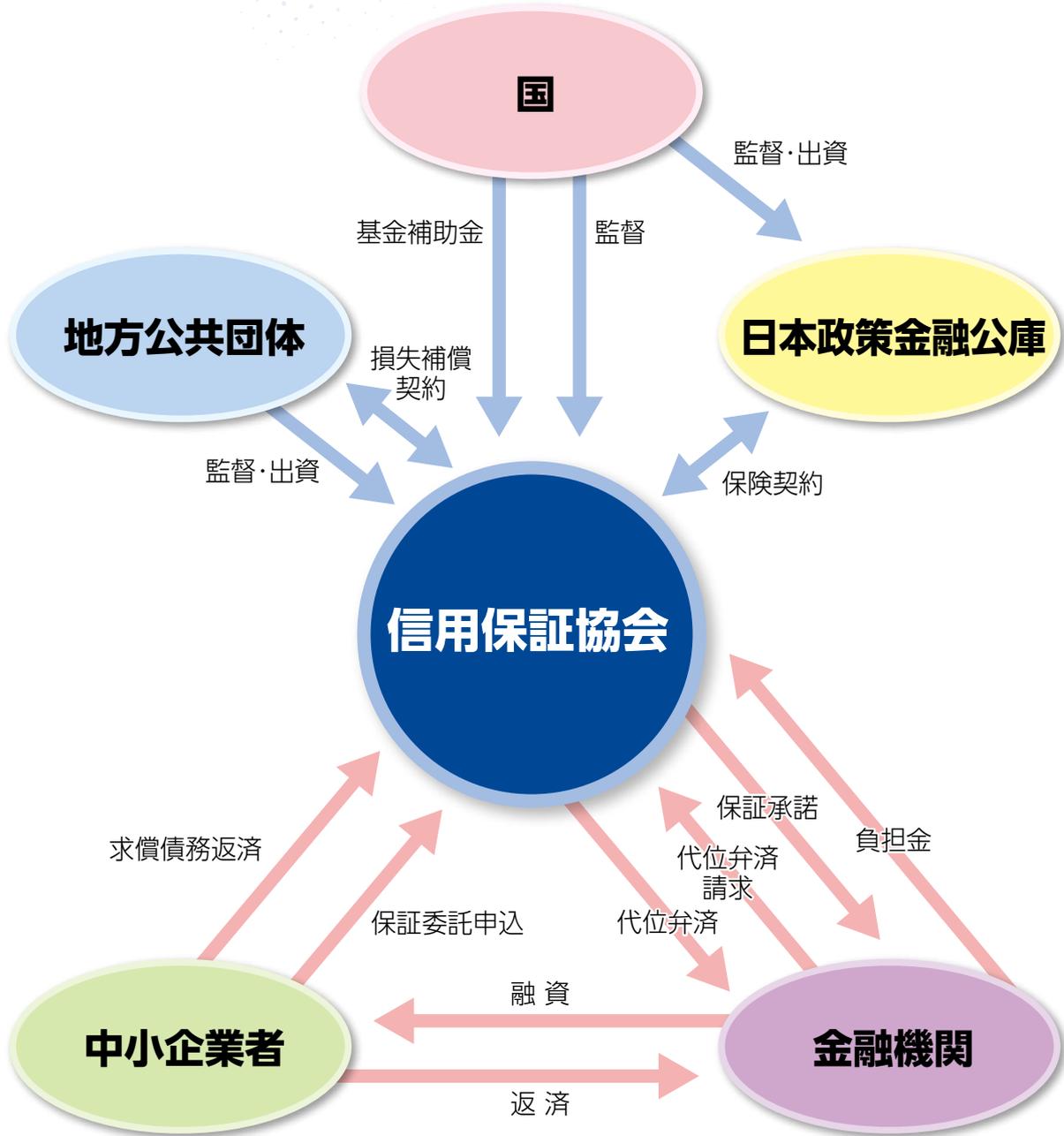


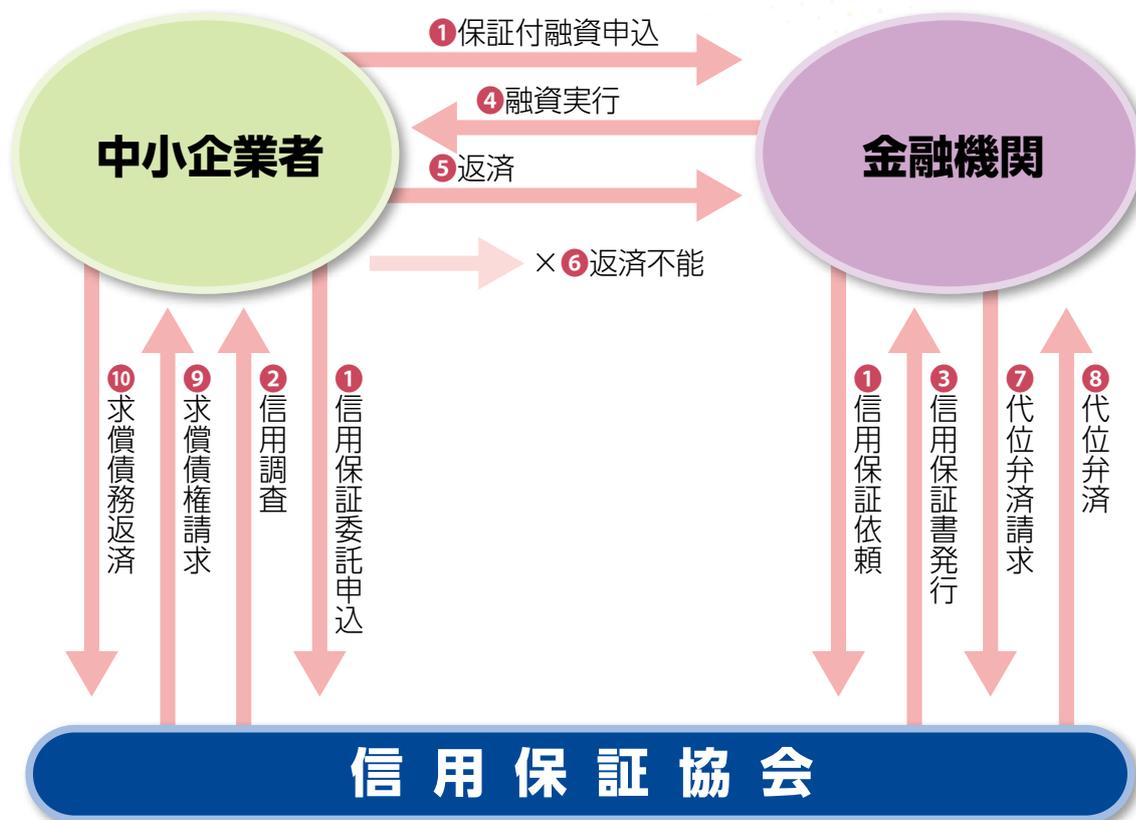
信用保証のしくみ

信用補完制度のしくみ



信用保証協会は、信用保証業務に伴う不測の事態に備えて十分な資金的裏づけを必要とします。このため、地方公共団体や金融機関等から出捐金、負担金を受けて運営の基礎としています。また、日本政策金融公庫からは信用保険によりバックアップを受けるとともに、地方公共団体からは一部損失補償による補填を受けています。信用保証協会は、この支払いを受けた保険金や損失補償金を受領後、代位弁済した中小企業者からの回収金を保険金や損失補償金の割合に応じて日本政策金融公庫や地方公共団体へ納付することになっています。このような信用保証・信用保険・損失補償を総称して信用補完制度と呼んでいます。

信用保証制度のしくみ



信用保証制度は、貸付の窓口である金融機関、利用者である中小企業者、保証人である保証協会の三者が基本となります。

- ① 中小企業者は、保証協会に信用保証委託申込みをします。申込み方法としては、金融機関を経由して申込む方法と県・市町村・商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の申込受付機関を経由して申込む方法があります。
- ② 保証協会は、申込中小企業者の信用調査を行います。
- ③ 保証協会が信用調査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。このとき中小企業者には、所定の信用保証料を金融機関を経由して保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥、⑦ 中小企業者が倒産等によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑧ 保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑨ 保証協会は、代位弁済によって取得した求償債権を中小企業者に請求します。
- ⑩ 中小企業者は、保証協会に対して求償債務を返済します。